

韓国農林畜産食品部プレスリリース 2019年12月9日付

## ASF 防疫にともなう農家支援強化

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGhWFmcmElMkY2OCUyRjMvMjIyMCUyRmFydGNsVmllZy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTN EJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNlJTI2cmZzRW5kZGVtdHllM0QlMjZwYWdlJT NEMSUyNmJic09wZW5XcmRTZXEIM0QlMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNnNyY2hX cmQlM0QlMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4lM0QlMjZyb3clM0QxMCU yNg%3D%3D>

□農林畜産食品部(長官:キム・ヒョンス、以下“農食品部”)は、坡州(パジュ)、金浦(キンポ)、江華(カンファ)、漣川(ヨンチョン)など京畿(キョンギ)北部圏域でASFが発生した際に強力な防疫措置を取った。

○農食品部は、国家の支援を拡大し、防疫過程で殺処分や移動制限などによって養豚農家が受けた損害と地方自治体の財政負担を最小化できるよう、「家畜伝染病予防法施行令」を整備した。

□農家と地方自治体に対する支援方案は以下のとおりである。

①(生計安定資金)殺処分後、豚の導入が制限された農家に対し、再び所得が生じる時期まで生計安定のために畜産農家の平均家計費を基準とし、最大337万ウォン/月を支援する。

(支援内容)殺処分後収益再発生時まで農家生計安定費用

(支援基準)月平均家計費と収益再発生期間等を考慮し、農家当たり支援限度\*を設定

\*農家当たり支援限度:統計庁の全国畜産農家平均家計費の6ヶ月分

○経営再開が遅れる農家もあるため、現行6ヶ月の支援期間延長のために「家畜伝染病予防法施行令」を改正した。(第12条)

○これにより、ASF発生で殺処分対象となった農家は、生計安定費用を遡及適用してその上限額を“6ヶ月分以上”まで受けることができるようになる。

②(殺処分処理、埋却支援)殺処分処理人件費、埋却用FRP(繊維強化プラスチック)筒の購入費などにかかる予算を自治体が全額負担していたが、

○該当市・郡の全部または半分(50%)以上の豚を殺処分処理した自治体\*は、財政負担を軽減するため国費を一部支援する。(第13条第1項)

\*4つの地方自治体:坡州市(パジュシ)、金浦市(キンポシ)、漣川郡(ヨンチョングン)、江華郡(カンファグン)

③(統制警戒所運営費用支援)従来は、口蹄疫の高病原性鳥インフルエンザ(AI)発生時のみ制御警戒所の運用コストを国費で、いくつかの(50%)をサポート可能であった。

○今回のASF発生で農場警戒所など統制警戒所を運営した地方自治体に国費を支援できる根拠を用意した。(第13条第3項)

□今回のASF発生から殺処分などで損害を受けた農家と財政負担が大きくなった地方自治体に対し、支援を拡大するために

○支援は国内ASFが発生(2019.9.16)したときから遡及して適用する。(付則)

(以上)